



教育長	教育次長	課長	副主任等	資料 No. 5

第2号様式(第2条関係)

令和2年10月5日

(あて先)寒川町教育委員会教育長

申請者 寒川神社
氏名 宮司 利根 康 教



寒川町指定重要文化財指定申請書

- 種類
無形民俗文化財
- 名称
追入難衆
- 保持者の氏名及び住所
宗教法人 寒川神社 高座郡寒川町宮山916
- 創設沿革及び演技の特色
創設年代未詳(江戸期には行われていた)暗闇の中、境内の水と音で清める
- 現況
江戸期より大きな変化は無く継承
- 用具の概要
清前(おぼろ)・兜・太刀・金手木(おぼろ)・弓矢
- 申請の理由
寒川神社固有の神事・伝承の保存のため
- その他参考となる事項

上記のとおり申請いたします。

教育長	教育次長	課長	副主任等	課員
				



第2号様式(第2条関係)

令和2年10月5日

(あて先)寒川町教育委員会教育長

申請者 寒川神社
氏名 宮司 利根 康 教



寒川町指定重要文化財指定申請書

- 1 種類
無形民俗文化財
- 2 名称
武作弓矢
- 3 保持者の氏名及び住所
宗教法人寒川神社 高座郡寒川町宮山3916
- 4 創設沿革及び演技の特色
創設年代未詳(江戸期に行われていた)甲乙丙の3人「鬼」を書札の的を交互に射ち
音出をなす
- 5 現況
江戸期より大きな変化は概しなく
- 6 用具の概要
鬼の書札の的、弓矢
- 7 申請の理由
寒川神社固有の神事伝承の保存のため
- 8 その他参考となる事項

上記のとおり申請いたします。